理事の職務に関する規程

- 第1条 会則第11条第2項の規定に基づき、理事の職務に関し必要な事項を定める。
- 第2条 理事の職務は、事務局または事業局に区分する。
- 第3条 理事の職務分担及び人数は、別表のとおりとする。
- 2 統括理事に事故があるときまたは欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代行する。
 - (1) 事務局理事
 - (2) 事業局理事
- 第4条 この規程の変更は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月20日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月25日から施行する。
- 6 この規程は、2017年4月22日から施行する。

「理事の職務に関する規定」別表(第3条関係)

事務局

名称	人数	所管事項	所管委員会	留意事項
事務局理事	1 名	1 事務局業務に関すること		業務内容に関しては 「事務局の業務に関す る規程」のとおり。
会計理事	1 名	1 会費の徴収に関すること 2 予算管理に関すること 3 金銭出納に関すること 4 予算書・決算書の 作成に関すること		
広報理事	1 名	 広報全般に関すること ホームページ・メーリングリストに関すること 		会報出版理事を変更 し、広報活動全般を担 当する。 機関誌編集委員は事業 局に移す。

事業局

事 業同						
名称	人数	所管事項	所管委員会	留意事項		
事業局理事	1 名	1 教育研究事業に関すること 2 機関誌編集事業に関すること 3 その他、図書館協力を除く各種事業に関すること	教育研修委員会 機関誌「看護と情報」編集委員会	図書館協力を除く主要な事業を統括する理事として新設。		
調査協力理事	1 名	1 図書館協力に関す ること 2 会員の調査に関す ること	調査協力委員会 (委員長兼務) (1)重複雑誌担 当 (2)加盟館ハン ドブック担 当 (3)統計・調査 担当	図書館協力に関する事業を一元化する。		